別紙様式第５号(2)（第117条第５号関係）（平18農水令41・全改、平21農水令13・平24農水令15・平27農水令33・平31農水令11・一部改正）

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）損益計算書

（厚生農業協同組合連合会名）

（単位：千円）

科目	金	額
事業収益		×××
医業収益	×××	
入院診療収益	×××	
室料差額収益	×××	
外来診療収益	×××	
保健予防活動収益	×××	
受託検査・施設利用収益	×××	
その他の医業収益	×××	
合計	×××	
保険等査定減	△×××	
保健資材収益	×××	
訪問看護収益	×××	
施設運営収益	×××	
老人福祉事業収益	×××	
養成収益	×××	
○○事業収益	×××	
その他の事業収益	×××	
事業費用		×××
医業費用	×××	
材料費	×××	
委託費	×××	
保健予防活動費用	×××	
保健資材費用	×××	
訪問看護費用	×××	
施設運営費用	×××	
老人福祉事業費用	×××	
養成費用	×××	
○○事業費用	×××	
給与費	×××	
設備関係費	×××	
研究研修費	×××	

業務費	×××	
その他の事業費用	×××	
事業利益（又は事業損失）		×××
事業外収益		×××
受取利息及び配当金	×××	
患者外給食収益	×××	
賃貸料	×××	
その他の事業外収益	×××	
事業外費用		×××
支払利息	×××	
寄付金	×××	
患者外給食用材料費	×××	
診療費減免額	×××	
貸倒損失	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
その他の事業外費用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
有価証券売却益	×××	
一般補助金	×××	
運営費補助金収益	×××	
施設設備補助金収益	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
固定資産圧縮損	×××	
有価証券売却損	×××	
その他の特別損失	×××	
税引前当期利益（又は税引前当期損失）		×××
法人税、住民税及び事業税		×××
当期剰余金（又は当期損失金）		×××
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）		×××
○○積立金取崩額		×××
当期未処分剰余金（又は当期未処理損失金）		×××

（記載上の注意）

1　本支所間及び各支所相互間の内部損益は除去して記載すること。

2　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で事業収益若しくは事業外収益又は事業費用若しくは事業外費用に重要な影響を及ぼさない場合には、事業収益若しくは事業外収益又は事業費用若しくは事業外費用に記載すること。

3　一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。

4　法令等に基づき、又は連合会の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5　該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもので、金額的に重要な収益及び費用については、その性質を示す適切な名称を付した科目をもって記載すること。

6　遡及適用、誤謬（びゅう）の訂正又は当該事業年度の前事業年度における合併に係る暫定的な会計処理の確定をした場合には、当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金及びこれに対する影響額を区分表示すること。